

自転車の利用者に、損害賠償責任保険等への加入が義務づけられました!!

蒲生高校 交通指導係

冬季休業に入ると、通学以外の目的で自転車を利用する機会が増えることと思います。

全国でも自転車による重大な事故が多発しており、相手のケガ・障害など、事故の状況によって多額の損害賠償を支払わなければならないケースも起こっています。

鹿児島県では条例で、平成 29 年 10 月 1 日より保険加入が義務となりました。

自転車を利用する人は、必ず保険に加入するようご注意ください。

そして、事故を起こすことのないよう、安全運転に努めてください!!



中3少年の自転車が衝突…女性死亡 横浜市

横浜市の路上で 12 日、中学 3 年生の少年が乗る自転車が歩いていた 79 歳の女性に正面衝突し、女性が死亡する事故があった。

警察によると、12 日午後 6 時すぎ、横浜市鶴見区の遊歩道で、帰宅していた中学 3 年生の少年が乗る自転車が、歩いていた女性に正面衝突した。女性は近くに住む崎山法子さんで、病院に搬送されたが、間もなく死亡が確認された。少年は手足を打撲する軽傷だという。

事故現場は川沿いの遊歩道で、見通しの良い直線だったが、街灯などの明かりは少なく、日は落ちて辺りは暗かったという。少年の自転車はマウンテンバイクで、ライトをつけていたということだが、警察は過失致死の疑いで事故の状況や原因を調べている。

(引用：日テレNEWSホームページ)

～ かがしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例の施行について ～

自転車損害賠償責任保険等への加入について (平成 29 年 10 月 1 日施行)

(自転車損害賠償保険等への加入)

第 11 条 自転車利用者は、自転車を利用するに当たり、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

(2 項～5 項は省略) ⇒自転車販売業者・自転車貸付業者向けの内容のため

◆自転車保険とは

自転車保険 (自転車損害賠償保険等) とは、自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を補填するための保険又は共済のことをいいます。

(鹿児島県ホームページより一部抜粋)

《もし事故を起こせば…高額な損害賠償を命じられることもあります》

自転車での加害事故例



小学生が夕方、マウンテンバイクで坂道を下っていたところ、散歩中の歩行者に気づかず正面衝突。被害者は、頭を強打し意識不明で覆たさりの状態。
(神戸地裁、H25.7.4判決)

賠償額 約 9,500万円

自転車保険には

- 自転車向け保険
- 自動車・火災・傷害保険 (共済) 等に付帯するもの
- PTA 保険等のように団体で加入するもの
- 自転車安全整備士による自転車の点検・整備と併せて、自転車の車体に保険をかけるTS マーク付帯保険

などがあります。現在、加入している保険などを確認し、加入していない方は、必ず加入しましょう。



※ 本条例では、自転車損害賠償保険等への加入やヘルメットの着用などについて義務化していますが、罰則は設けておりません。